

平成 29 年 11 月 10 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋兜町 9 番 1 号
平和不動産リート投資法人
代表者名 執行役員 東原 正明
(コード番号: 8966)

資産運用会社名
平和不動産アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 市川 隆也
問合せ先 企画財務部長 伊東 芳男
TEL. 03-3669-8771

金利スワップ契約の締結に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、下記の通り、金利スワップ契約を締結しましたので、お知らせ致します。

記

1. 金利スワップ契約締結の理由

平成 27 年 5 月 26 日付「資金の借入れ及び借入金の返済に関するお知らせ」にて公表したタームローン 26 トランシェ B（借入金額 480 百万円）、平成 27 年 10 月 26 日付「資金の借入れ及び借入金の返済に関するお知らせ」にて公表したタームローン 28 トランシェ A（借入金額 940 百万円）、平成 27 年 12 月 14 日付「資金の借入れに関するお知らせ」にて公表したタームローン 29 トランシェ B（借入金額 1,400 百万円）並びに平成 29 年 10 月 26 日付「資金の借入れ及び借入金の返済に関するお知らせ」にて公表したタームローン 34 トランシェ B（借入金額 2,880 百万円）及びトランシェ C（借入金額 3,700 百万円）に関し、借入金額に対する利率を固定化し、金利変動リスクをヘッジするため。

2. 金利スワップ契約の内容

① 対象借入契約	タームローン 26 トランシェ B タームローン 28 トランシェ A タームローン 29 トランシェ B
② 相手先	モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社
③ 想定元本	2,820 百万円
④ 金利（注 1）	固定支払金利 0.06700% 変動受取金利 全銀協 1 カ月日本円 TIBOR（注 2）
⑤ 開始日	平成 29 年 11 月 30 日
⑥ 終了日	平成 33 年 10 月 31 日
⑦ 利払期日	毎月末日及び元本返済期日（但し、それぞれ同日が営業日でない場合は直前の営業日）

（注 1）本金利スワップ契約により、タームローン 26 トランシェ B の利率は実質的に 0.66700%、タームローン 28 トランシ

エ A の利率は実質的に 0.61700% 及びタームローン 29 トランシェ B の利率は実質的に 0.61700% で固定されます。
 (注 2) 利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利息計算期間の初日の 2 営業日前に全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月日本円 TIBOR になります。なお、全銀協 TIBOR 運営機関が公表する日本円 TIBOR については、同協会のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認頂けます。

① 対象借入契約	タームローン 34 トランシェ B
② 相手先	モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社
③ 想定元本	2,880 百万円
④ 金利 (注 1)	固定支払金利 0.07700% 変動受取金利 全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR (注 2)
⑤ 開始日	平成 29 年 11 月 30 日
⑥ 終了日	平成 34 年 5 月 31 日
⑦ 利払期日	毎月末日及び元本返済期日 (但し、それぞれ同日が営業日でない場合は直前の営業日)

(注 1) 本金利スワップ契約により、タームローン 34 トランシェ B の利率は実質的に 0.47700% で固定されます。
 (注 2) 利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利息計算期間の初日の 2 営業日前に全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月日本円 TIBOR になります。なお、全銀協 TIBOR 運営機関が公表する日本円 TIBOR については、同協会のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認頂けます。

① 対象借入契約	タームローン 34 トランシェ C
② 相手先	モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社
③ 想定元本	3,700 百万円
④ 金利 (注 1)	固定支払金利 0.20750% 変動受取金利 全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR (注 2)
⑤ 開始日	平成 29 年 11 月 30 日
⑥ 終了日	平成 38 年 5 月 31 日
⑦ 利払期日	毎月末日及び元本返済期日 (但し、それぞれ同日が営業日でない場合は直前の営業日)

(注 1) 本金利スワップ契約により、タームローン 34 トランシェ C の利率は実質的に 0.97750% で固定されます。
 (注 2) 利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利息計算期間の初日の 2 営業日前に全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月日本円 TIBOR になります。なお、全銀協 TIBOR 運営機関が公表する日本円 TIBOR については、同協会のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認頂けます。

3. 今後の見通し

平成 29 年 11 月期 (平成 29 年 6 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日) 及び平成 30 年 5 月期 (平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日) の運用状況への影響は軽微であり、運用状況の予想の修正はありません。

4. その他

本件に係るリスクについては、平成 29 年 8 月 28 日に提出した第 31 期 (平成 29 年 5 月期) 有価証券報告書に記載されている「投資リスク」の内容に変更は生じません。

以 上

- * 資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.heiwa-re.co.jp/>